

南砺市告示第 8 4 号

南砺市犯罪被害者等日常生活支援実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市犯罪被害者等日常生活支援実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、南砺市犯罪被害者等支援条例（令和 8 年南砺市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 1 0 条に基づき、犯罪被害者等が日常生活等を維持するための支援の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪等（条例第 2 条第 1 号に規定する犯罪等をいう。）のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 3 7 条第 1 項本文、第 3 9 条第 1 項又は第 4 1 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 3 5 条又は第 3 6 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による被害であって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、警察が被害届を受理するなど被害を認知し、警察への照会等により市長が確認できるものに限る。
 - ア 犯罪行為による死亡又は重傷病（犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。）
 - イ 性犯罪による被害
- (3) 被害者 犯罪被害を受けた者で、犯罪行為が行われた時点において市民であるものをいう。

- (4) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1月以上を要するものをいう。
- (5) 性犯罪 性犯罪行為のうち刑法第177条、第179条第2項、第181条第2項（第177条及び第179条第2項の未遂罪に係るものを除く。）及び第241条第1項（第177条の未遂罪に係るものを除く。）の罪をいう。
- (6) 配偶者等 被害者の配偶者又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者若しくは富山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和5年3月1日施行）第7条第1項に規定するパートナーシップ宣誓書受領証（以下「宣誓書受領証」という。）を受けている者（以下「パートナーシップ関係にある者」という。）をいう。
- (7) 遺族 被害者が死亡の時ににおいて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 被害者の配偶者等
 - イ 被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (8) 家族 被害者が犯罪被害を受けた時ににおいて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 被害者の配偶者等
 - イ 被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (9) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (10) 犯罪被害者等 犯罪被害を受けた被害者、遺族及び家族をいう。
- (11) 日常生活支援 次条に規定する家事及び介護等支援並びに第4条に規定する一時保育支援をいう。

（家事及び介護等支援）

第3条 市長は、犯罪被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等が、家事代行や居宅介護サービスを利用した場合に、その費用の一部を家事及び介護等支援として支援するものとする。

2 前項の支援は、犯罪被害により家事又は介護等に支障が生じていると認められる者で次の各号のいずれかに該当するものに実施する。

- (1) 支援を申請する時点及び支援の対象となるサービスを利用する時点において市民である者
- (2) その他市長が認める者

3 第1項に定める支援の内容は次の各号に掲げる事項につき、当該各号に定めるところによる。

(1) 支援の対象となる経費（以下「対象経費」という。） 次に掲げる家事及び介護などのサービスに要する経費とする。

ア 調理、洗濯、掃除、買い物等の家事

イ 食事、排泄、入浴等の介護

ウ 通院等の介助

エ その他市長が必要と認める家事及び介護等

(2) 支援の対象となる期間 犯罪行為が行われた日から1年を経過する日までとする。ただし、対象となる期間内に利用しなかったことについて、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(3) 1時間当たりの支援の額 3,000円を上限とする。

(4) 支援の対象となる時間数 一の犯罪被害について60時間を上限とする。

(5) 支援の額 対象経費の合計額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4 前項第1号に掲げるサービスは、家事及び介護等の提供を業とする事業者から提供されたもので、かつ、第2項各号に規定する対象者の住居にて行われたものでなくてはならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

5 第1項の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項における訪問介護及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項における居宅介護を利用した場合の自己負担額分の費用については、支援しない。

（一時保育支援）

第4条 市長は、犯罪被害により監護する就学前の子（養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。）の家庭での保育が困難となった犯罪被害者等が、その監護する就学前の子のために一時保育（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。）を利用した場合に、その費用の一部を一時保育支援として支援するものとする。

2 前項の支援は、犯罪被害により就学前の子の家庭で保育が困難となったと認められる者で、次の各号のいずれにも該当するものに実施する。

- (1) 支援を申請する時点及び支援の対象となるサービスを利用する時点において
市民である者
- (2) 就学前の子を監護する者
- 3 第1項に定める支援の内容は次の各号に掲げる事項につき、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 対象経費 一時保育の利用に要する経費とする。
 - (2) 支援の対象となる期間 犯罪行為が行われた日から1年を経過する日までとする。ただし、対象となる期間内に利用しなかったことについて、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。
 - (3) 1回当たりの支援の額 2,300円を上限とする。
 - (4) 支援の回数 一の犯罪被害について就学前の子供一人あたり10回までとする。
 - (5) 支援の額 対象経費の合計額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(支給の制限)

第5条 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者等と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する親族関係があったときは、日常生活支援に係る支援金（以下「支援金」という。）を交付しないものとする。ただし、親族関係が破綻していたと認められる事情があるとき及び被害者（重傷病又は性犯罪の被害を受けた者に限る。）が18歳未満のとき又は犯罪行為が行われた時に被害者（配偶者等がない者に限る。）が監護していた18歳未満の遺族がいるときには、この限りでない。

- (1) 配偶者等
- (2) 直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）
- 2 犯罪被害について、犯罪被害者等に次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、支援金を交付しないものとする。
 - (1) 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為
 - (2) 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
 - (3) 当該犯罪行為に関する著しく不正な行為
- 3 犯罪被害者等に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは支援金を交付しないものとする。
 - (1) 当該犯罪行為を容認していたこと。

(2) 南砺市暴力団排除条例（平成24年南砺市条例第1号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団員であること。

(3) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

4 前3項に定めるもののほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を交付することが社会通念上適切でない認められるときは、日常生活支援金を交付しないことができる。

(支援金の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、犯罪被害者等日常生活支援金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び犯罪被害に関する申立書（様式第2号。以下「申立書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、条例に基づき定める他の支援に係る手続で提出した書類をもって代えることができると認められる場合又は市長がその提出を不要と認める場合は省略することができる。

(1) 被害者が申請するとき

ア 申請者が市民であることを確認できる住民票の写し又は戸籍の附票

イ 重傷病を受けた者にあつては、負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であつて、当該負傷又は疾病が重傷病に該当することを証明できる書類（以下「重傷病証明書」という。）

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 遺族が申請するとき

ア 申請者が市民であることを確認できる住民票の写し又は戸籍の附票

イ 被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

ウ 申請者の氏名、生年月日、本籍及び被害者との続柄が記載された戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

エ 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者と事実上婚姻関係と同様の事情があつたと認められる者である場合は、その事実を証明することができる書類、又は申請者が被害者とパートナーシップ関係にある者である場合は、宣誓書受領証の写し

オ 被害者が市民であることを確認できる住民票の写し又は戸籍の附票

カ その他市長が必要と認める書類

(3) 家族が申請するとき

ア 申請者が市民であることを確認できる住民票の写し又は戸籍の附票

イ 被害者が重傷病を受けた者にあつては、重傷病証明書

ウ 申請者の氏名、生年月日、本籍及び被害者との続柄が記載された戸籍の
謄本又は抄本その他の証明書

エ 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者と事実上婚姻関係
と同様の事情があつたと認められる者である場合は、その事実を証明する
ことができる書類、又は申請者が被害者とパートナーシップ関係にある者
である場合は、宣誓書受領証の写し

オ 被害者が市民であることを確認できる住民票の写し又は戸籍の附票

カ その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査の
うえ、交付の可否を決定し、犯罪被害者等日常生活支援金交付決定通知書（様式第
3号）又は犯罪被害者等日常生活支援金不交付決定通知書（様式第4号）により申
請者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 市長は、当該支援金の交付決定後、次の各号のいずれかに該当すると認める
場合は、前条の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 第5条各項のいずれかに該当していると判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたと認められるとき。

2 市長は前項の規定により取消しを行った場合は、犯罪被害者等日常生活支援金交
付取消通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第9条 第7条に規定する交付の決定を受けた者は、犯罪被害者等日常生活支援金請
求書（様式第6号）により、支援金を請求するものとする。

(支援金の返還)

第10条 支援金の交付を受けた者が、第8条の規定により支援金の交付決定を取り
消された場合は、支援金を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に行われた犯罪被害について適用する。